

令和6年度DV防止等に関する広報啓発業務委託事業仕様書

1 委託業務名

令和6年度DV防止等に関する広報啓発業務委託

2 目的

- ① DVの情報や相談窓口を記載した広報啓発物を作成・配布し、様々な状況におかれている被害者を相談につなげるとともに、DVは「殴る・蹴る」等の身体的暴力に限らないことや、DV加害者・被害者には年齢・性別・社会的地位を問わず、誰でもなり得ることを広く周知することによって、潜在的なDV被害者・加害者に訴えかけ、DVの未然防止とDVを許さない社会環境の実現を図る。
- ② 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行になることから、複雑化、多様化、複合化した困難な問題を抱える女性（以下、「困難女性」という。）が相談につながるができるよう相談窓口の周知を実施する。相談窓口の周知にあたっては、生活困窮、性暴力・性犯罪被害者、家族関係破綻など、DVに限らず、日常生活や社会生活を円滑に営む上で生じる様々な困難を抱える女性が相談可能な窓口であることを併せて周知する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 スケジュール（予定）

契約	4月下旬
啓発物作成・納品	～10月31日
自由提案	～3月31日

5 業務内容

ア 啓発物品の作成・配送

イ 自由提案

ア 啓発物品の作成・配送

DV防止を県民に広く周知するとともに、困難女性を相談窓口につなげるため、啓発物品を作成し、関係先に配布する。

① DV相談カード・ステッカー

(1)～(3)のカード・ステッカーを作成し、DV相談窓口等の周知を図る。

(1) 全県民用：県内のDV被害者（年齢・性別を問わない）及び困難女性

(2) 男性用：県内の男性DV被害者（年齢を問わない）

(3) やさしい日本語：県内の日本語を母語としないDV被害者（年齢・性別を問わない）及び困難女性

項目	内容
用途	<ul style="list-style-type: none">・ DV加害者に気が付かれにくく、DV被害者が手に取りやすい媒体で、DVに困っている人に相談窓口を周知する・ (1)(3)のカードにおいては、困難女性に対して相談窓口の周知を併せて実施する
部数	【DV相談カード】 (1) 360,000部 (2) 60,000部 (3) 60,000部 【DV相談ステッカー】 (1)、(2)、(3)を各6,000部

サイズ・用紙等	【DV相談カード（4種共通）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ サイズ：名刺サイズ（T56 mm×W90 mm） ・ 用紙は提案による ・ 50部毎に束にして納品すること 【DV相談ステッカー（3種共通）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ サイズ：縦65mm×横85mm ・ 用紙は提案による
印刷色等	【DV相談カード】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 両面フルカラー 【DV相談ステッカー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 片面フルカラー ・ トイレ等湿気の多い場所でも貼れるようにすること ・ 長期にわたって貼れるように角を丸くする等の工夫をすること
デザイン・文言	【（1）全県民用DV相談カード・ステッカー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度作成の全県民用カード及びステッカーのデータをもとに作成すること ・ 作成の際は、令和5年度に記載した内容に加え、困難女性に対する相談窓口を併せて掲載すること ・ DV相談窓口は、令和5年度作成のカード及びステッカーに記載の窓口と同様のものとする ・ 困難女性に対する相談窓口は、千葉県が指定したものとする ・ 必要に応じて伝わりやすいように文言修正等を行うこと 【（2）男性用DV相談カード・ステッカー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度作成の男性用DV相談カード及びステッカーのデータをもとに作成すること ・ （1）（3）と色味の違うカードを作成すること ・ DV相談窓口は、令和5年度作成のカード及びステッカーに記載の窓口と同様のものとする ・ 必要に応じて伝わりやすいように文言修正等を行うこと 【（3）やさしい日本語DV相談カード・ステッカー】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度作成のやさしい日本語DV相談カード及びステッカーのデータを用いて作成して差し支えない ・ やさしい日本語の記載例については、別添「やさしい日本語 記載例」に提示するが、別添と異なる文言・デザインを提案してもかまわない ・ DV相談窓口は、令和5年度作成のカード及びステッカーに記載の窓口と同様のものとする ・ 困難女性に対する相談窓口は、千葉県が指定したものとする ・ （1）（2）と色味の違うカードとすること 【（1）～（3）共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者は女性に限らないことに留意すること ・ デザイン、文言設定は千葉県との協議を経て行うこと
校正	文字校正各2回、色校正各1回 ただし校正に不備がある場合は規定の校正回数を超える場合もある
納品場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県庁児童家庭課DV対策班 ・ 県内24ヵ所（医師会、歯科医師会）へ配送（カードのみ） 発送確認を行うため、発送伝票の控えを提出すること
納品期限	令和6年8月14日

その他

- 電子データとしてホームページ掲載用PDFデータ及びイラストデータを納入すること。

令和5年度作成

【DV相談カード】

○全県民用



表



裏

○男性用



表



裏

○やさしい日本語



表



裏

【DV相談ステッカー】

○全県民用



○男性用



○やさしい日本語



② DV防止啓発リーフレット

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、各自治体の回覧板等を使ってDVへの理解を深め、DV及び困難女性に対する相談機関の周知を図る。

項目	内容
用途	<ul style="list-style-type: none"> DVについての理解を深めてもらうため、一般家庭に広く広報する。 困難女性に対して相談窓口を周知する。
部数	90,000部
サイズ・用紙等	サイズ：A4サイズ マットコート（90kg） ラックに差し込んだ際に前に倒れない厚さであること
印刷色等	両面フルカラー
デザイン・文言	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度作成のリーフレットのデータをもとに作成すること 「女性に対する暴力をなくす運動」（パープルリボンキャンペーン）を意識したカラーリングにすること DV防止の内容に加え、困難女性に対する相談窓口の周知を行うこと 相談窓口は、千葉県が指定したものとする DV防止に関する文言を記載する際は、DV被害者が女性に限らないことに留意して記載すること デザイン、文言設定は千葉県との協議を経て行うこと
校正	文字校正2回、色校正1回 ただし校正に不備がある場合は規定の校正回数を超える場合もある。
納品場所	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県庁児童家庭課DV対策班、県内市町村54カ所へ配送 発送確認を行うため、発送伝票の控えを提出すること 100部毎に束でまとめること
納品期限	令和6年9月17日
その他	<ul style="list-style-type: none"> 電子データとしてホームページ掲載用PDFデータ及びイラストデータを納入すること
令和5年度作成	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>【DV防止啓発リーフレット】</p>  <p style="text-align: center;">表</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>知っていましたか？ DVのこと</p>  <p style="text-align: center;">裏</p> </div> </div>

③ デートDV相談カードとデートDV防止啓発リーフレットの作成配布

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて県内の高校1年生へデートDV相談カードを、高校3年生へデートDV啓発リーフレットを配布し、デートDVに関する正しい知識や相談窓口等を周知する。併せて若年層の困難女性に対して相談窓口を周知する。

項目	内容
用途	<ul style="list-style-type: none"> DVについての理解を深めてもらうため、デートDVについて高校1年生にカードを、高校3年生にリーフレットを配布する 若年の困難女性に対して相談窓口を周知する
部数	各 60,000 部
サイズ・用紙等	<p>【カード】</p> <ul style="list-style-type: none"> サイズ：縦 108 mm×横 85 mm 用紙は提案による 2つに折りたためるよう折筋を入れること <p>【リーフレット】</p> <ul style="list-style-type: none"> サイズ：A4 サイズ 用紙は提案による
印刷色等	<p>【カード】 両面クロームカラー</p> <p>【リーフレット】 両面フルカラー</p>
デザイン・文言	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度作成のカード及びリーフレットのデータをもとに作成すること 令和5年度に記載のカード及びリーフレットの内容に加え、困難女性に対する相談窓口を周知すること 相談窓口は、千葉県が指定したものとする デートDVに関する文言を記載する際は、性別に関わらず加害者・被害者になる可能性があることに留意すること 必要に応じて伝わりやすいように文言修正等を行うこと デザイン、文言設定は千葉県との協議を経て行うこと
校正	文字校正各1回、色校正各1回 ただし校正に不備がある場合は規定の校正回数を超える場合もある
納品場所	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県庁児童家庭課DV対策班、県内高等学校（約200校）へ配送 発送確認を行うため、発送伝票の控えを提出すること 50部毎に束でまとめること
納品期限	令和6年10月31日
その他	<ul style="list-style-type: none"> 電子データとしてホームページ掲載用PDFデータ及びイラストデータを納入すること
令和5年度作成	<p>【デートDV相談カード】</p> <p style="text-align: center;">外側</p> <p style="text-align: center;">内側</p>

【デートDV防止啓発リーフレット】



表



裏

イ 自由提案

DVの被害を受けている・加害をしている人の中には、自身が被害を受けている・加害をしていることに気が付いていない人が多いことから、提案により、相談窓口の案内にとどまらず、自覚がないDV被害者・加害者に向けて気づきを与える広報啓発を行う。

広報手段は提案によるが、千葉県と協議の上、決定すること。

なお、提案により、アで作成した啓発物品について、指定の部数以上の作成し、配布することとしても差し支えない。

令和7年3月31日までに履行を完了すること。また、履行の確認ができるものを提出すること。

6 実績報告等

委託期間の終了後、速やかに本事業に係る実績を報告すること。なお、報告書には広報啓発の具体的な効果に係る内容を記載すること。

7 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

8 著作権の取扱い

千葉県及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、DV防止の広報啓発のため、本事業の実施過程において得られるすべての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

9 その他

- ・ 本事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に基づき、千葉県と緊密に連絡をとり、履行すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項又は内容等に疑義が生じたときは、千葉県と協議し、決定、解決すること。